

都市計画法第36条に基づく 公共施設管理者の完了検査について

合志市では、都市計画法第36条の規定に基づく公共施設等管理者への工事完了報告は都市計画課へまとめて提出していただいております。

手続きフローは下記のとおりとなります。

工事施工にあたっては、熊本県の開発許可基準および各公共施設管理者の基準に沿って、許可権者（熊本県）および各公共施設管理者と十分に協議いただきますようお願いいたします。

●公共施設管理者（全て合志市役所内の窓口となります）

建設課	市道、里道、水路等
農政課	農道、水路等
土地改良区	水路等
水道課	上水道
下水道課	下水道
安全安心課	消防水利、安全施設
環境衛生課	ゴミ置場
都市計画課（公園）	公園、緑地

